

## 太陽光発電による売電収入がある方へ

# 売電による所得は、申告が必要です

- 自宅等に太陽光発電設備を設置し、発電した電力の全量又は余剰を電力会社に売却している場合、売電による所得について所得税の確定申告又は市民税・県民税の申告が必要です。
- 太陽光発電の所得が年間20万円以下の場合には、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。

この場合であっても、住宅ローン控除1年目などで所得税の確定申告をする場合は、20万円以下の太陽光発電の所得も含めて確定申告をする必要があります。

参考 [No.1900 給与所得者で確定申告が必要な人 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

なお、市役所での申告相談会では、住宅ローン控除1年目の申告相談はできません。

- 売電による所得は、雑所得(事業所施設等に設置の場合等は事業所得)となります。
- 買取価格等の領収書類については、7年間の保管義務があります。

### 所得の計算方法

$$\text{所得} = \text{売電収入(①)} - \text{必要経費(②)}$$

#### ①売電収入

太陽光で発電した電力を、電力会社に売却して得た額が収入となります。

※1月～12月に電力会社が検針を行った分が、その年の収入です。

#### ②必要経費

太陽光発電設備の設置費用から補助金を差し引き、17年に分けて計上します。

そのうちの年間総発電量に占める年間売電量の割合が必要経費となります。

$$\text{必要経費} = (\text{設置費用} - \text{補助金}) \times \text{償却率}(\text{※1}) \times (\text{年間売電量} \div \text{年間総発電量}(\text{※2}))$$

※1 償却率は17年の場合0.059となります。年の途中で設置した場合は月数で按分します。

※2 年間売電量に自家消費電力量を加えた量が年間総発電量となります。総発電量は各家庭のメーターで御確認ください。

なお、全量売電の場合の年間総発電量は、年間売電量と同じになります。

≪塩尻市公式ホームページでは太陽光発電の売電所得を計算するツールを公開しています≫



URL: <https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/3/3202.html>

### 償却資産(固定資産税)の申告について

- 10kW以上の太陽光発電設備を設置して、発電出力量の全量又は余剰を売電する場合、償却資産としての申告の対象となり、固定資産税が課税されます。
- 償却資産申告書をお送りしますので、塩尻市総務部税務課資産税係(TEL:0263-52-0639)まで御連絡ください。

《参考》

電力会社からの明細イメージ

太陽光等受給電力量のお  
ご契約種別 太陽光契約等

お客様番号

お支払い金額の合計が  
その年の収入額です。

受給電力量の合計が、  
年間の売電量です。

令和〇〇年 〇月分	検針月日 〇月〇日 計量期間 〇月〇日～〇月〇日 計量日数 〇〇日間	検針月日が1月1日から12月31日 までの分がその年に申告する内容です。
受給電力量	〇〇〇kWh	お支払い予定金額 〇〇,〇〇〇円 (お支払い予定日 〇月〇日)

売電所得の計算例

売電収入【A】 153,000円  
 設置費用【B】 2,000,000円  
 補助金【C】 80,000円  
 償却率【D】 0.059 (17年で償却の場合)  
 ※年の途中で設置した場合は月数で按分します。

年間売電量【E】 3,700kWh (検針日が1月1日から12月31日までの合計)  
 年間総発電量【F】 4,000kWh (各家庭の太陽光発電の総発電量メーターで確認します)

●必要経費【G】の計算

$$\begin{aligned}
 & (\text{設置費用【B】} - \text{補助金【C】}) \times \text{償却率【D】} \times (\text{年間売電量【E】} \div \text{年間総発電量【F】}) \\
 = & (2,000,000 - 80,000) \times 0.059 \times (3,700 \div 4,000) \\
 = & 1,920,000 \times 0.059 \times 0.925 \\
 = & 104,784
 \end{aligned}$$

●売電所得の計算

$$\begin{aligned}
 & \text{売電収入【A】} - \text{必要経費【G】} \\
 = & 153,000 - 104,784 = 48,216(\text{円})
 \end{aligned}$$

この結果、売電収入から必要経費を引いた48,216円が、この年の売電所得となります。

担	塩尻市総務部税務課市民税係
	TEL:0263-52-0280 (内線 1132)
当	FAX:0263-53-8180